

陸の観光事業者向けガイドライン（案）

1. 自然環境へ配慮した事業運営を行う。

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業を運営する。
- ② このガイドラインと観光客向けのガイドラインをお客様にご案内すると同時に、プログラム中環境に関する内容をお客様に紹介する。
- ③ プログラム中の動植物などの接取、接触は保全への影響を与えない範囲にとどめる。
- ④ 天然記念物や絶滅危惧種、市保全種の捕獲、殺傷は禁止。
- ⑤ 野生の生きものに対する餌付けは禁止。
- ⑥ ロードキルを防ぐために、走行中は、道路を横断する生きものに注意し、状況によってはスピードを落とす。また、お客様にも注意喚起を行う。
- ⑦ 動植物を傷つける、洞窟や岩礁、またはその他野生生物の生息地を踏み荒らすなど、自然環境にダメージを与える行為に対しては注意喚起を行うなど、環境に配慮した指示を行う。
- ⑧ 野鳥の営巣地には近づかない。ドローンでのアクセスもしない。
- ⑨ 与那覇湾及びその周辺と池間島は「国指定鳥獣保護区」に指定されているので野鳥の生息に影響を与えないように特段の配慮をする。
- ⑩ エネルギー使用量や CO₂を含む排気ガスの排出量の削減を心がけ、騒音防止の観点からも、自動車運行中は、駐停車中のアイドリングストップに取り組む。
- ⑪ ゴミ(生ゴミ、タバコの吸い殻や灰も含む)はすべて持ち帰り、落ちていたゴミは安全管理、運営上可能な限り、極力拾う。
- ⑫ 清掃活動など島の環境を守る取り組みに関わる。
- ⑬ 宮古島観光協会陸のガイド安全協議会(仮称)に加盟して事業を行う。

2. 地域とのつながりのある事業運営を行う。

- ① 地域住民、漁業、農業従事者の方の生活や仕事に支障のないように配慮する。地域の方とのコミュニケーションを大事にする。
- ② 水着などで集落を歩き回る、お店に入るなど、集落で生活する人の迷惑になる行為をしない。
- ③ 地域や自治会ごとのルールを守り、立ち入り禁止区域(特に御嶽や拝所など)を事前に確認し、立ち入り禁止の場所へは入らない。また、私有地に勝手に立ち入らない。
- ④ 地元産の食材、お土産を推奨する。
- ⑤ 地域の啓発、保全活動を活用した体験プログラムを実施する。
- ⑥ 宮古島らしさ、を考えた事業運営を行う。

3. ルールに基づいた事業運営を行う。

【 安全上のルール 】

- ① 万一に備え、賠償責任保険及び車両を使用する場合は任意保険(対人・対物)に加入する。
- ② 道路交通法、道路運送法を遵守し、駐停車禁止の場所に車を停めない。
- ③ ガイドは宮古島観光協会のかぎすま安全ガイド講習会を終了し、宮古島市公認かぎすまガイドの認定を受けた者に従事させ、終了したかぎすま安全講習会及び認定の範囲内で事業を行う。
- ④ 安全管理及び環境への配慮については、各社で適切な基準を定め、定めた基準の範囲内で事業を行う。(基準には、最低限次に掲げるものを含めること)
 - ・ 事業形態及び方法(事業形態ごとに基準を定めること)
 - ・ ガイドが1人で案内できる人数の基準
 - ・ 器具(車両を使用する場合は車両を含む)の点検要領
 - ・ 正常な案内ができない参加者の状態の解釈基準
 - ・ 悪天候等による中止の判断基準
 - ・ 緊急事態が発生した場合において、緊急連絡ができるような通信手段と緊急連絡体制
 - ・ 参加者の名簿(参加者の氏名、連絡先、その他必要事項)
- ⑤ ツアーの目的や形態にあった体調であることを確認し、安全に関し積極的に関わり事故の未然防止に努める。
- ⑥ ガイドは、応急処置法を習得したうえで必要な救急用品を現場に備えてプログラムを行う。訪れる地域において、AEDが設置されている場所を確認する。
- ⑦ ツアー中に想定される事故への対処法を理解しておく。(熱中症など)
- ⑧ 年に1度以上、沖縄県公安委員会や消防、有資格事業者等の行うCPR訓練に参加する。

【 地域ごとのルール 】

- ① 天然記念物を含む文化財や御嶽、それに準ずる場所等で事業を行う事業者は、それぞれの管理をする者の定めたルールに従い事業を行う。
- ② 地域や自治会と意見交換の場を設け、必要な場合はルールを定め、それに基づき事業を行う。
- ③ 海浜に店舗等の設備を設置しての営業は禁止とする。

案へのご意見は、リンクかQRコードからお願いいたします。

(メールアドレスが必要です)

<https://forms.gle/KNA873qDZQYos6WE8>

